

主要農作物種子法にかわる北海道独自の条例制定を求める意見書

我が国の食と農を支えてきた主要農作物種子法（以下「種子法」という。）が本年4月1日に廃止されました。

種子法は、国や都道府県の公的役割を明確にしたものであり、同法のもとで、稲・麦・大豆などの主要農作物の種子の生産・普及のための施策が実施され、農業者には優良で安価な種子が、消費者には安心でおいしい米などの農作物が安定的に供給されてきました。

しかし、種子法の廃止により、今後、稲など種子価格の高騰や、地域条件等に適合した品種の生産・普及などの衰退が懸念されています。また、地域の共有財産である種子を民間に委ねた場合、長期的には世界の種子市場を独占する遺伝子組み換え企業が日本の種子市場を支配していく懸念も指摘されています。

本市においても、米や麦の作付は主要な面積を占めているほか、産学官民が一体となってさまざまな地域ブランドづくりに取り組んできたことから、種子法の廃止は、今後の地域ブランドの定着や地域産業の活性化などにも影響を及ぼすことが危惧されます。

このことは、我が国の食の安全・安心、食料主権が脅かされることにつながり、国民・道民にとっても大きな問題であります。

また、種子法廃止法案の可決に当たっては、種子法が主要農作物種子の国内自給及び食料安全保障に多大な貢献をしてきたことに鑑み、優良な種子の流通確保や引き続き都道府県が種子生産等に取り組むための財政措置のほか、特定企業による種子の独占防止などについて、万全を期すことを求める附帯決議がなされています。

よって、北海道におかれましては、現行の種子生産・普及体制を生かし、本道農業の主要農作物の優良な種子の安定供給や品質確保の取り組みを後退させることなく、農業者や消費者の不安を払拭するために、種子法にかわる北海道独自の条例を制定するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年6月26日

北海道江別市議会

提出先
北海道知事